

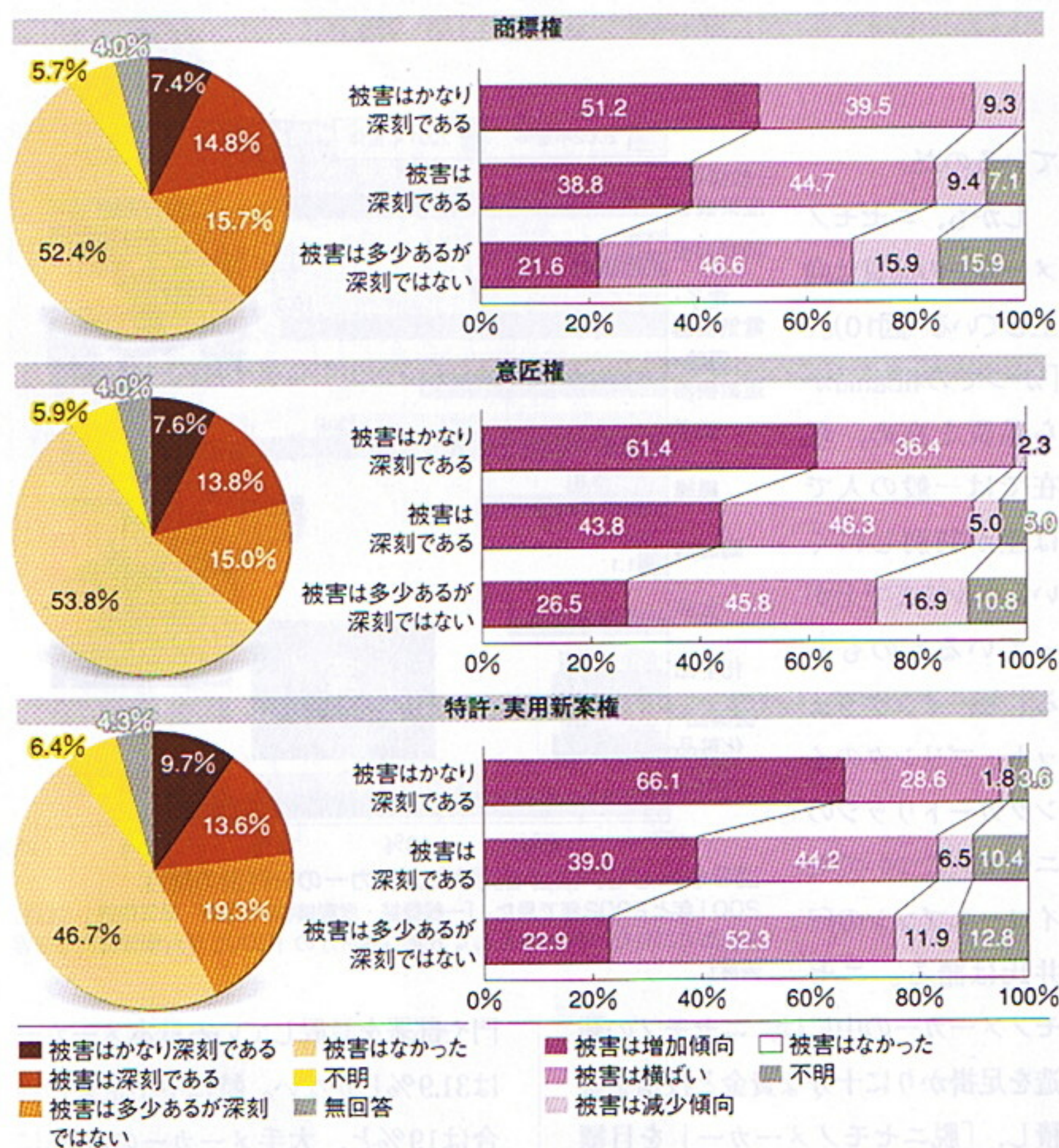


図6 ● 商標権、意匠権、特許・実用新案権それぞれのニセモノ被害の増減と、その深刻度別に見た被害の増減
被害が増加していると回答する企業は14～17%程度あり、被害の深刻度が高いほど被害は増加傾向にある。出典は特許庁の「2003年度模倣被害調査報告書」。

回答する企業が増えている。被害が深刻ではないと感じる企業でも、その21.6～26.5%が被害は増加傾向にあると認識しているのである。

トヨタ敗訴の背景

実は、現在の中国の知的財産権に関する法律は、日本を含めた先進国と比べてそん色がない。2001年のWTO（世界貿易機関）加盟に向けて中国はそれを整備してきたからだ。だが、「従来の中国には模倣を悪とする文化はなかった。それがWTO加盟を

機に知的財産保護へ向けて急にかじを切ったものの、本格的に知的財産保護に取り組み出してからまだ日が浅いため、実効性のある法律の運用はまだまだ不十分」（セイコーエプソン知的財産本部部長（企画担当）の白井清文氏）というのが実状だ。

「地方保護主義」の影響もある。中国では発展する都市部と、発展が遅れている地方とで国民の所得水準の差が広がっており、政府を悩ませる課題となっているのだ。地方では、ニセモノメーカーの工場がその地域の主要

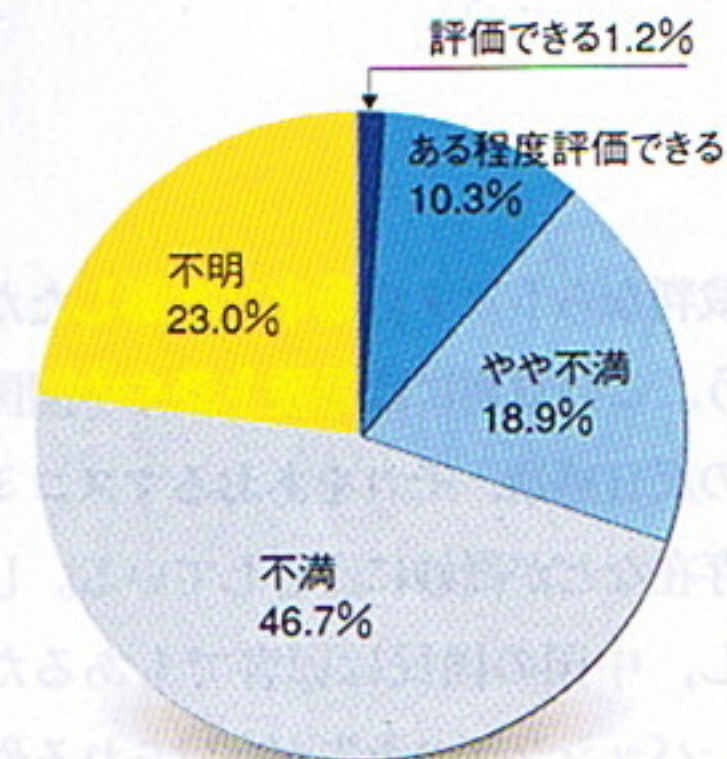


図7 ● 中国地方政府のニセモノ取り締まりに対する評価
「やや不満」を含めて65.6%が不満を示している。出典は在中国日本商工会議所知識経済フォーラムIPG「2002年中国における知的財産権問題に関する報告書」。

な経済や雇用を支えていることがある。そのため、たとえ違法ではあっても、社会や雇用の安定性などの現実問題を踏まえて、裁判所が日本メーカーに不利な判決を下すことも少くない。「地方の名士が裁判官として任命されていることもあり、法律の知識に乏しい例もある」（日本貿易振興機構経済分析部知的財産課課長代理の野田康子氏）。こうした例から、中国の地方政府のニセモノ取り締まりに対して、ざっと半数の日本メーカーが不満を感じている（図7）。

保護主義は地方だけのものではないようだ。それを象徴するのが、トヨタ自動車と中国・吉利汽車との間の商標権をめぐる訴訟である。トヨタ自動車は2003年2月に、吉利汽車が使用している商標が、トヨタの頭文字である「T」の字をだ円状にデザインした商標に酷似しているとして、商標権の差し止めと1400万元（当時約2億1000万円）の損害賠償を求めて、北京市第二中級人民法院に提訴した（図8）。だが、結果は敗訴。「先進国